

京都大学複合原子力科学研究所新型研究炉開発・利用センター内規

(令和3年4月12日協議員会制定)

第1条 複合原子力科学研究所において、もんじゅサイトに設置する新たな試験研究炉における研究開発や利用を推進するために、新型研究炉開発・利用センター（以下「センター」という。）を置く。

第2条 センターに、併任センター長、専任教員又は併任教員を置き、併任センター長及び併任教員は、協議員会の議を経て、所長が任命する。

2 センターの併任センター長、併任教員の任期は、所長が定める。

3 第1項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第3条 センターに、次に掲げるグループを置く。

新型研究炉運用検討グループ

中性子ビーム開発検討グループ

中性子ビーム利用検討グループ

照射利用検討グループ

放射化分析利用検討グループ

技術検討グループ

2 第1項に定めるもののほか、対外的な折衝・交渉の支援を行うため渉外支援室を置く。

3 第1項及び第2項で定めるグループや室は、協議員会の議を経て、名称の変更若しくは廃止・統合できるほか、必要に応じて、新たに設置することができる。

第4条 センターに、連絡・調整等の窓口として事務局を置く。

第5条 この内規に定めるもののほか、センターの運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年4月12日から施行する。